

交通事故被害者の会

第70号

2024年8月30日 (年2回発行)

TEL 011-299-9025 FAX 011-299-9026

E-mail info@hk-higaisha.netホームページ <https://hk-higaisha.net/>発行 北海道交通事故被害者の会
代表 前田 敏章事務局
001-0030 札幌市北区北30条西6丁目4-18
北海道交通安全協会内

被害者の会は、被害者どうしの支援と死傷被害根絶のための取り組みを目的とした、交通事犯被害者や遺族でつくる会です。入会希望の方は事務局に電話をください。会費はありません。会報が送られ、交流会等に参加できます。

彼が伝えたかったこと

札幌市 斎藤 敬子

「どういう意味ですか。もう死ぬということですか？」

交通事故の知らせを受けて深夜駆けつけた病院の救命処置室の前で、若い警察官は無言で頷きました。その事故とは、悪質な飲酒ひき逃げ事故だと、後に知らされました。

「頭から血を流して倒れていました」 そう聞いたときの衝撃は今でもあのときのままです。



「出かけるときには鍵をかけてね」、「うん」

ドア越しのその会話を最後に、長男（当時27歳）は二度と長年住み慣れた家に戻ることはありませんでした。

ずっと続くはずだった日常が突然断ち切られ、頭に包帯を巻かれ意識不明で全身を機械につながれている彼と対面したとき、私は、命を失うそのときまで彼には意識があり、何かを伝えようとしているのではと感じたのです。

私が声をかけたり体に触れると、機械の針が大きく反応するようになったのです。

看護師さんは「声は聞こえている」と言いました。

しかし、少しずつ反応が鈍くなり…お別れを言うこともできないまま…旅立って行ってしまいました。

呆然自失の日々を過ごす間に犯人が逮捕され、その後裁判が始まりましたが、当然と信じていた「危険運転致死傷罪」の適用にはなりませんでした。

事故直後の対応のまずさが一因なのは、と自責の念から心身が疲弊し、孤独で地獄のような日々が過ぎていきました。そこから立ち上がり、冷静に振り返ることができる今の自分があるのは、人とつながれたからだと思っています。

たくさんの支えをいただき、悪質な交通事故被害に胸を痛め、その根絶のために長年戦っている人々の存在も知ることができました。

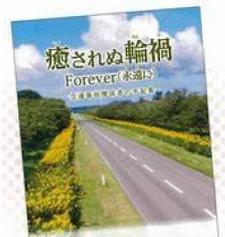
長男が最後に示してくれたあの反応は、今まさに理不尽に命を奪われようとしている彼の無念だったのではないのでしょうか。

私は、その無念さ、そして命の大切さを伝えることが交通事故の防止につながると思っています。

一日も早く悲惨な事故が起きない安全で安心な社会になることを心より願いながら…。

～～本手記は北海道交通安全協会発行の「癒されぬ輪禍 Forever (永遠に)」所収のもので～～

〈事件概要〉2016年3月16日、小樽市の市道で、青信号横断中の斎藤勝彦さん（当時27歳）は、飲酒運転の車にひき逃げされ死亡。札幌地裁小樽支部は9月28日、加害者を自動車運転処罰法（発覚免脱罪）と道交法違反（ひき逃げ）で懲役5年の判決。加害者の控訴・上告は棄却され翌年刑が確定。会報54号に手記「飲酒ひき逃げに厳罰を！ 遺された親の願い」



〈主な内容〉② 定期総会 ④～⑧ 交流会での発言 ⑨ 小樽4人死傷事件から10年 ⑩ ひき逃げ被害家族の45年 ⑫ 処罰法改正への意見 ⑭ 生活道路の30キロ規制 ⑮ 歩車分離信号の推進 ⑯ パネル展 他

2024年 定期総会・交流会開く 5/11

発足から25年目の総会・交流会は、5月11日（土）「かでの2・7」を会場に、21家族、23人の出席で行われました（会員家族数117）。

司会は世話人の小野さん。犠牲者への黙祷を捧げたあと、来賓の道警交通部と道交通安全協会よりご挨拶を受けました。

総会議事は飯田副代表の議長により滞りなく進められ、活動報告と決算、2024年度の活動計画・予算・要望事項案が提案通り承認されました。役員選出では、長らく副代表を務められた高橋利子さんが体調面から辞意を表明され、前田代表、内藤・真島勝・飯田副代表の4人が再任され役員会を構成することになりました。

以下、総会と総会後の会員交流会での発言等を要約して報告します。



代表挨拶

前田 敏章

昨年の総会は、コロナ禍で4年ぶりの開催でした。久し振りに集まり、私たち被害者にとっては、孤立しないという事が、極めて重要なことと感じたわけですが、同時に、25年前、道警交通部により、当会設立が導かれた当時を思い起こしました。

1999年に道警と安全協会が発刊した手記集「癒されぬ輪禍」に原稿を寄せた者の中から、道警より発起人の呼びかけを受け、会が発足したのですが、設立目的に「被害者が孤立無援の無力感に苛まれないように」と記されておりました。改めて当時の深いご配慮に感謝申し上げます。

また、当時のことで忘れられないのは、道警会議室での10人の発起人会で、活動目的を話合った際、娘さんを亡くされたお母様が、「相互支援だけでなく、犠牲を無にせず、被害を無くすために力を合わせたい」と発言され、全員が深く頷いたことです。

以来、私たちは、相互支援と被害根絶の二つを活動の柱に据え、被害の実相を語り、根絶を訴えてきました。「命の教室」など、延べ25人の会員が担ってきた体験講話は、計1480回、聴講者数は27万人を超えます。小野さんが実行委員長として奮闘されている「いのちのパネル」は、累計443会場、延べ2000日を超えますが、数年前より、道警各署や道及び各振興局などによって「複写版」を作成されての全道各地の展示に拡がっております。

関係機関や団体の支援の拡がりに励まされての、この25年です。しかしながら、悲惨な被害は止んでおりません。今日の総会にも被害から日の浅い、初参加のご家族がいらっしゃいます。社会が守るべき、子どもや高齢者が歩行あるいは自転車中に轢かれる、という悲惨な被害も後を絶ちません。引き続き、未だ根深い「人命軽視の麻痺したクルマ優先社会」を改めるために、力を合わせなくてはなりません。

本日参加が叶わない全道の会員の皆様とも、心一

つに、交流を深め、生きる力を分かち合いたいと思います。こうした、つながりや交流が無ければ、私たちは皆、あまりの悲しさと理不尽さに、社会不信と人間不信の淵に沈みます。会報68号巻頭の会員の言葉を借りますと、「生きていくために、気持ちに蓋を」せざるを得ないのです。

切なる課題は多岐に渡りますが、一点、「自動車運転処罰法」見直しの動きについて述べます。

昨年のこの場で、交通犯罪が、罰金刑や執行猶予で済まされるなど、あまりに軽く裁かれる不条理について述べ、法の抜本改正が必要なこと、その端緒が、被害家族の訴えによって切り開かれたことを述べましたが、政府が法改正に動き始めました。

今年2月、法務省は被害者団体からの委員（「危険運転致死傷罪の条文見直しを求める会」代表波多野暁生さん）を含む「自動車運転による死傷事犯に係る罰則に関する検討会」を立ち上げたのです。

そして、3月の被害者団体からのヒアリングでは、内藤副代表が当会の長年の要望を具体化した意見を述べました。危険運転罪の構成要件緩和と共に、過失運転罪との隙間を埋める具体的な提案です。この「論点」がしっかり論議され、法制審議会を経ての法改正につながることを切望するものです。

道は平坦ではありませんが、私たちの願いと訴えには大義があります。憲法13条に定められている「生命権」であり、2004年制定の犯罪被害者等基本法です。基本法には「(犯罪被害者等の) 尊厳にふさわしい処遇を保障される権利」(第3条)が明記され、さらに「(国は) 犯罪被害者等の視点に立った施策を講じなければならない」(前文)と定めているのです。

繰り返しになりますが、被害の視点から、道具であるべきクルマを決して凶器とさせない、交通死傷ゼロの、命の尊厳が貫かれる社会の実現に向けて、力を合わせたいと思います。よろしくお願ひします。



来賓挨拶

北海道警察本部 交通部

交通部 管理官 高野 敦 氏

本日はお招き頂き、誠にありがとうございます。

皆様におかれましては、平成11年に「被害者の会」が発足して以来、フォーラムの開催や会報の発行、体験講話などにご尽力いただいているところであり、厚くお礼を申し上げます。



1999年9月に発足され、25年という永きに渡る皆さまの活動は、コロナ禍の中で活動が制限される中でも「いのちのパネル展」の開催など可能な限り継続して活動されていることに、重ねてお礼を申し上げます。

昨年の北海道内における交通事故の発生状況につきましては、

発生件数 9,082件
 負傷された方 10,601人
 死亡された方 131人

となっております。

敢えて、数字を述べさせてもらいましたが、交通事故を表現する方法と致しまして、私も含めまして、数字には感情というものが存在しないのだと痛感しております。

私たち警察と致しましては、交通事故防止のため、交通指導取締りや広報媒体を活用しての情報発信の他、交通安全講話なども実施しております。

私ごとで恐縮ですが、縁あって札幌市役所での勤務経験もあり、「いのちのパネル展」の開催などもお手伝いさせていただきましたが、実体験されました一言ひとことが非常に重たく、心を動かされました。講話をされている皆さまにとりましては、準備される段階からお辛い思いをされながら話されているのだと思います。しかしその講話は、聞いた人の心に交通事故の悲惨さ、安全運転の重要性を強く響かせるものだと思います。

昨年は残念ながら、交通事故件数、負傷者数、死亡者数ともに増加となっておりますが、長い目で見ますと、概ね交通死亡事故は減少傾向で推移しております。この減少の背景には皆さまの活動が大きく貢献されていると思います。

しかしながら、いまだ多くの方が交通事故で尊い命を失い、ご家族や多くの周りの方々が深く悲しんでいます。また、一命は取り留めたものの、重い障

害を負ってしまった方も多数おられます。

コロナによる行動制限がなくなり、国内外の観光客が北海道を訪れ、道路交通は活発化してきております。

道警察と致しましては、悲惨な交通事故を1件でも減少させようと、より一層の取組を推進してまいります。現場に立つ警察官にとっても、皆様のお話を聞かせて頂くことは、非常によい経験、勉強になります。特に若い警察官には、その後の警察活動に大きく影響を与えていきますので、警察署等での講話につきましても、引き続きご配慮頂ければありがたいと思っています。



皆様のご活動が大きな効果を発揮しておりますので、どうぞ可能な範囲で引き続きのご尽力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。終わりになりますが、悲惨な交通事故が無くなりますことを強く願ひまして、私の挨拶とさせていただきます。

(一財) 北海道交通安全協会

交通安全推進部長 大野 富穂 氏

本日は「北海道交通事故被害者の会 2024年定期総会にお招きをいただき有り難うございます。

時が達つのは早いもので、新型コロナウイルス感染症の蔓延等もあり、こうして本会に出席させていただくのも令和元年以来実に5年振りとなりました。



交通事故被害者の会の皆様におかれましては、会員相互の支援や体験講話、フォーラムや命のパネル展の開催など様々な活動を通じて、交通事故の悲惨さや命の尊さを広く道民に訴え、交通事故の根絶活動に取り組まれておりますことに、この場をお借りいたしまして感謝を申し上げます。

また、昨年、交通事故関係者の手記集「癒されぬ輪禍Forever (永遠に)」の発行に際しましては、貴会から 斎藤敬子様、首藤さや香様、能勢雅美様、ポタサニャー朱月様と4名の会員の皆様から手記の執筆をいただきました。

執筆依頼に当たりましては、また、皆様に辛い思いをさせてしまうのではなかろうかと心配しながらのお願いでありましたが、前田代表のお力添えもあり、「交通事故防止のためなら」と快くお引き受けいただき、本当に有り難うございました。(次ページへ)

来賓挨拶 閉会挨拶

この手記集「癒されぬ輪禍」は、1999年に初刊が発行され、北海道交通事故被害者の会が設立された契機ともなつたと聞き及んでおります。

その時から26年の歳月が流れ、手記集も第4弾となりました。

今回手記集の発行に際しましては、そのタイトルをどの様なものにしたら良いのか発行責任者として私も悩みました。今回、「癒されぬ輪禍 Forever永遠（とわ）に」というタイトルにさせていただきました。「交通事故という「災い」に巻き込まれたすべての人、特に被害者やそのご家族の皆様方の人生を大きく変え、心や体の傷は一生癒されることはなく、その苦しみは永遠に続くんですよ。あなたが車を運転するときには、多くの人々の人生を狂わすことがあるという認識と覚悟をもって運転して下さい、安全運転して下さいね。」その様な思いを込めさせていただいたものです。



北海道内の交通死亡事故死者数は、昭和46年の889人をピークに一昨年には115人と減少傾向で推移しておりますが、私たちが目指すのは、このような悲しい事故を「ゼロ」にすることであり、必ず実現できるという信念をもって取り組んで参りたいと思っております。

「北海道交通事故被害者の会」の皆様方におかれ

ましても、これまで同様、交通事故の悲惨さと命の尊さを訴える活動等を通じて、交通事故の根絶に向けてお力をお貸し願いたいと思っております。

当協会といたしましても、皆様方の活動を微力ながらお支えし、共に悲惨な交通事故の根絶に取り組んで参りたいと考えておりますので、今後とも宜しくお願い申し上げます。

結びに、2024年の定期総会が実り多きものとなりますこと並びに会員の皆様方のご健勝をご祈念申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。

閉会挨拶

副代表 真島 勝彦

皆さん、いろいろ心の中に抱えている中で、参加頂き本当にありがとうございました。

会の最終目標は、交通事故、交通犯罪をゼロにすることで、その時に解散するという大きな夢があるのですが、それに向けてもやはり、交通事故の酷さ、危険さ、人間性の問題など、まだまだ訴えていかなくてはなりません。これからもいろいろなことでご協力をお願いすると思っておりますけれどもよろしく願います。

以上で、2024年度の定例総会を終ります。ありがとうございました。



会員交流会の発言から ①

犠牲を無にしない私たちのとりくみ

総会後の会員交流会は、最初に学習的内容として、法務省の「自動車運転による死傷事犯に係る罰則に関する検討会」で論議されている自動車運転処罰法の見直しについて、ヒアリングに参加された内藤副代表より当会要望意見の説明を受けました。(p12)

その後は、会員交流会に移り、「犠牲を無にしない私たちの取り組み」を中心テーマに、初参加となる3人の方を含む23人全員が率直に語り合いました。

以下、当日の記録を基に、要旨を記します。



なお、各文末の〈会報〇号〉は、発言者の手記等掲載の会報号数です。

(会報のバックナンバーは会のHPから閲覧できます)

被害ゼロの願いを全国に

荻野 京子

私は偶然にも1999年の2月の交通事故です。でも、この会ができた9月には、そのことを知らず、直ぐには入会は出来ませんでした。朝日新聞の記者の方が「こういう会が出来ているのを知っていますか」と教えて下さり、2年後に入会しました。

本当に、この会に入って色々な方とお話して慰められ、自分自身も成長してきたと思っています。体の痛みは無くなりませんが、生きてこられて、交通事故ゼロを願って運動ができる幸せを感じています。

先日、4歳の男の子が関わった交通安全を願うヒマワリの種を植えました。こうした「種」が一つずつ全国に広がるように、交通事故ゼロの願いが広がって欲しいです。

〈会報16号〉



こんな悲しみ苦しみは私たちが終わりにして下さい 会員交流会の発言から ②

後遺症の苦しみを知って欲しいです 黒川 和子

事故にあったのは17歳の時で、以来、後遺症で苦しんでいます。高次脳機能障害であることがやっと認められ、今治療中というか通院中ですが、未だ治っていない身体の状態を言っても「どうしてなのかな？」と言われてしまうのです。本当に辛いです。

今も事故が原因で、骨折したり、前歯を折ったり大変な日々で、何でこんな事に、事故に遭わなければ・・・と悔しい思いです。

いろいろ改善して欲しい事もあるのですが、中々伝える場も無く……。皆さんには、少しでも事故の後遺症が続く苦しみを知って欲しいです。
〈会報49号〉



司法の課題

竹橋 信良

先ほど報告いただいた内藤さんのご指摘、まさに的確です。司法が一番遅れています。以前、新聞に〈交通事故は、処罰だけを厳しくすれば減るとか無くなるとか、そういうことにはならない〉という主旨の記事が載ったことがあります。こういう考え方は遅れています。内藤弁護士には、大変ですが、是非頑張ってくださいと思います。

〈会報52号〉

皆さんに励まされています

永野 準二

母を交通事故で亡くして、もう22年になります。最初の頃は、また母の日が・・・と辛い気持ちになったのですが、皆さんに励まされて、少しは心の穴が塞がってきたのかなと思います。

またこれからも、自分が元気になるために、何とか会の活動に参加しますので、1年2年3年と、長くよろしくお願いします。
〈会報12号〉

法律や制度を変える活動を

滝沢 めぐみ

(知人を亡くしています)今、病院に勤めていますので、そこで感じたことですが、医療現場でも「ヒヤリハット」という考え方があり事故が起きる前に人的なミスを防ぐ物理的な設定を強化するなど行っています。交通被害防止も、人の問題と合わせ、信号機などハード面の改善が大切だと思います。

もう一つは、高齢運転者の危険な運転の問題。病院の駐車場のゲートが高齢者の運転ミスで何度も壊されるなどしたり、退院支援で家族から(高齢の親などの)免許返納の相談を受ける事もあります。中々病院の力では難しく、やはり、こういう被害者の会などの活動で、法律とか制度を変えていくことが大切と感じています。

お会い出来て良かったです

亀田 義憲・美紀子

久しぶりにバスでこの会場まで来ましたが、普段通らない市内中心部の道路で、歩車分離信号がこんなにあるという事を改めて知り、私たちの会の活動の成果を実感しました。

亡くなった姪の誕生日に近いこの時期はいつも辛いのですが、今日は皆様にお会い出来て良かったです。



息子を飲酒運転で奪われ「逃げ得」を許さない法改正を求めました 高石 洋子

高校1年の息子は、21年前の2003年2月の早朝、アルバイトの新聞配達中に飲酒運転の車にひき逃げされました。加害者が逃げてアルコール検知を免れたため飲酒運転とは成らず、道交法の過失運転とひき逃げで、懲役2年10月という軽い刑でした。

地獄の苦しみの中、2003年8月、「逃げ得」を許さない法改正を求めて署名活動を始め、全国の仲間(飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会)とも連帯して、10年間で計60万筆を法務大臣宛提出。2007年の飲酒・ひき逃げの厳罰化、2013年のアルコール等発覚免脱罪という法改正が為されました。

2014年に小樽銭函4人死傷事件が起こるなど、まだ無くなりませんが、いつか、若者たちの間で、「遠い昔に日本で飲酒運転をしていた人がいたんだ」と、昔話のように話される日が来て欲しいという希望を持って、講話活動など出来る限り頑張っています。

〈会報24号〉



会員交流会の発言から ③

犠牲を無にしない私たちのとりくみ

会の存在は心の拠り所です

岩井 利江

私は3回交通事故に遭っていますが、3回目は自転車、視界の良い横断歩道を青信号で渡っていて右折車にぶつけられました。自転車に助けられたという感じですが、その時加害者に、「(私が) 青信号で渡っているのに、どうして見なかったのか」と聞きましたら、相手は、「(気づいてはいたが) 右折車ですから」と、右折車が優先であるかのような言い方をされ、怒りで一杯になりました。

会報69号のポタサニャーさんの(歩車分離信号設置を求める)文章の一行一行を共感して読みました。

会設立を導いてくれた道警に感謝しながら、会が在ることの意義を改めて強く感じます。会は本当に強い心の拠り所です。

事件の時から時が止まっています

齋藤 敬子

2016年に27歳の息子を悪質な飲酒ひき逃げ事件で奪われましたが、危険運転致死罪は適用されませんでした。

先ほど安全協会の方から「癒されぬ輪禍(永遠に)」の手記依頼のことが話され、原稿を書いたときの事を思いました。事件の時から、時が止まったように感じます。時間が経っていることは分かっているのですが、直ぐにあの時の気持ちに戻って悲しいです。

〈会報54号、本号巻頭〉

父と母を奪われ、7年経った今も、周りに助けられての毎日です

首藤 さや香

初めまして。会報に手記を掲載して頂いていますが、今から7年前に父と母を亡くしました。

まさか二人を同時に亡くすとは思っていませんでした。最初の頃は、自分のことではないと思おうとしていました。今でも本当に、周りに助けられながらの毎日です。

加害者は、徹夜で遊んでの帰宅途中、時速90キロの居眠り運転で対向車線にはみ出し、父母の車に正面衝突するという悪質な危険な運転でした。

実刑判決(禁錮3年)となり、支援制度を利用して、加害者と直接ではなく文書とかでやりとりし、また、加害者が直接謝罪をしたいということで、一度だけ妹と一緒に会ったこともあります。その



度に加害者の不誠実に怒りを覚えました。私はこれからも、一生許せないし、許しません。(中略)

皆さんのお話を聞いて、もっともっと辛い経験をされた方が沢山いらっしゃるのだな、と感じました。これからもよろしくお願いします。〈会報69号〉

妻を轢いた行為は「殺人罪」と違わない

笹森 哲

ネットで調べて会を知り入会。11月のフォーラムに参加させて頂きました。

妻を亡くして2年経ちましたが、日常の全てを任せていた妻を奪われ、悲しく辛い日々です。



一緒に出かけた妻と別れて5~10分後、妻は青信号を横断中、右折RV車に轢かれたのです。警察から連絡をもらって病院に行くと、即死で、もう亡くなっておりました。突然のことで、悲しいのを通り越していました。

刑事裁判は、妻には一切非がないのに、簡単に1回で終わり、下された判決は、禁錮2年、執行猶予4年の軽い刑でした。

私は、妻を轢いたこの行為は、殺人罪と何が違うのか、いや違わない、と今も強く強く思っています。

これが今の心境です。これからもよろしくお願いします。〈会報69号〉

父を亡くした娘の気持を考えました

中島 良子

夫の車が上湧別で飲酒運転の車に追突され、夫ともう一人が亡くなりました。加害者は、飲んで帰宅し、車を持ちだして運転するという悪質な飲酒運転でした。

事件のことは話したくないというより話せなかったのですが、今日、親を亡くされた方などのお話を聞いて、(今まで考えてあげられなかった、父を亡くした)娘の気持が少しわかったような気がします。ありがとうございます。〈会報34号〉

話せる場をもっと多く

水野 美代子

娘が亡くなってから32年経ちましたが、前以上に、娘が今も生きてくれたらよかった、と、そんな事ばかり考えているこの頃です。(次ページへ)



こんな悲しみ苦しみは私たちで終わりにして下さい 会員交流会の発言から ④

事件当時は未だ会も出来ておらず、気持を分かっ
てもらえず、ずっと暗いところに居るような気持の
毎日でした。新聞で、佐藤京子さんの記事を見つけ、
チラシ配りをしている札幌駅まで行って会うことが
出来、今につながっています。こういう話せる場、
気持を少しでも和らげる場が、総会とフォーラムだ
けでなく、もっと多くあればいつも思っています。

〈会報66号〉

お互いに連絡を取り合いましょう

佐藤 京子

免許返納のことですが、ある程度の年齢になっ
たら、返納手続きに（判断できない）本人が一緒に行
かなくても、家族がやめさせたいと言えば返納出来
る、そういう世の中になって欲しいです。

私はもう30年になりますけど、今も「旅」の途中
で、子どもを亡くされた方に連絡を取っ
たり、会いに行ったり、そばにいたり、
電話をしたりして、前と変わらず頑張っ
ています。



皆さんが言われたように、この会があって本当に
良かったと思います。皆さんも辛いと思いますが、
何かあったらいつでも、心があふれてしまう前に、
連絡して頂いて自分の気持ちを少しでも軽くして下
さい。私もいつでも話を聞きますので。

〈会報26号〉

息子のこと「いのちのパネル」のこと いのちのパネル実行委員長 小野 茂

フラッシュバックするので、事件のことはあまり
しゃべらなかつたのですが、少しお話しします。

臨床工学士だった息子は、1999年8月の早朝、（患
者さんの待つ）病院へバイクで出勤途中、居眠り運
転の対向車にはね飛ばされました。警察に、加害者
の車は息子にぶつかなければ跨線橋から落ちてい
たでしょうと言われました。何と、息子が最後に助
けた命は加害者でした。凄い理不尽です。



当時の刑罰は、業務上過失致死罪の最高
でも5年。加害者は禁錮1年2月という軽
い刑でした。

刑罰は、その後危険運転致死傷罪などが作られま
したが、実情に合わず、適用されないなど、被害者
が納得出来ない判決という現実があります。司法も
完全ではありません。このことを私たちは言い続け

なければなりません。

悲惨な事故が起きないようにと2003年から「い
のちのパネル」を始めました。今年で22年目ですが、
私も歳になり体力面から、今年を限りに、「いのちの
パネル」を止めようと思います。

理由の一つに、総会資料「複写版展示一覧」にあ
るように、関係機関や団体の協力をいただき、いの
ちのパネル冊子版の拡大コピーでの展示が全道に拡
がっている（昨年度は25会場、延べ114日間以上
です）ことがあります。よろしくお願いします。

〈会報15号〉

足の動く限り出席します

高橋 利子

最初に、小野さん、ありがとうございました。感
謝しております。出来ればまだ続けて欲しかったの
ですけれども、小野さんのご事情、体力その他を考
えての事だと思いますので、寂しいですけれども、あ
りがとうございました。

長女亡くしてもう23年が経ちます。会の皆さんに
色々とお世話になってきましたが、歳をとりお役に
立つことが出来なくなってきました。

足の動く限り、年に数回でも出席し、皆さんとお
話できればと思っています。今後ともよろしくお願
いします。

〈会報32号〉

何年過ぎても娘は23歳のままで 副代表 飯田 今日一

5月は娘の誕生日です。あと10日で34歳になる
はずでした。しかし、何年過ぎても23歳の娘です。

ところで余談ですけど、私3年前にスマホに変え
ました。その時にLINEも登録したら、LINEの中に
加害者のものが出てきました。加害者の名前で、そ
して背景画像は娘さんでした。私の娘が死んだ時に、
加害者妻のお腹にいたものです。なんとなく悲しい
思いの気持ちでした。

裁判傍聴では現場写真を見せません。そして虚
しく、怒りの多い慣例的みたいな判決ばかりです。
もっと現場画像を見せて、判決説明を出してほしい
と思います。情報化社会ですから、もっともってあ
りのまま見せて、その事故状況に合わせた判決をお
願いしたいと思っています。



こんな悲しみ苦しみは私たちで終わりにして下さい 会員交流会の発言から ⑤

加害者は赤信号を故意に無視し

副代表 真島 勝彦

はい真島です。息子以(い)明(ぎや)は2010年7月4日、ちょうど道警の二次試験の当日、私が警察学校に送っていく直前コンビニに買いものに行き、そこで事故にあい亡くなりました。

試験を受けたかったのか、救命措置したら心臓が動き出して、救命救急病棟で待っていてくれました。その日の午後2時頃亡くなったんですけども、加害者は赤信号を故意に無視して、両側に車が3台ずつ停まっているのに、スピードも落とさずに、息子を跳ねてから13秒以上信号は変わっていないと翌日見つかった目撃者が証言してくれて、危険運転致死罪で起訴され、道内最初の危険運転致死罪を問う裁判員裁判になりました。

加害者は裁判では青信号と思ったと主張してきました。裁判は危険運転が認定され、検察の懲役10年に対して判決は5年でした。裁判官が5年にする理由にしたのは、保険に入っていることしかありませんでした。

受刑態度も良くなく、仮釈放はないと思っていたのですが、大阪の近畿更生委員会から連絡があり、夫婦で遺族の気持ちを話してきました。息子は4年の時に、犯罪者の更生を支える警察官になりたいと言っていたので、本当に反省しているのなら仮釈放を拒否しませんという話をしました。

電話がかかってきて明日お参りに行っていいですか、次の日に来ました。ゆるすことができるの

は息子しかいないこと、妻は以(い)明(ぎや)のことを1日に一回は思い出すようにという話をして、それから会っていません。〈会報38、51号〉



今もあの朝の事が...

真島 和子

本当に一つ。事故の詳細はこのくらい。

私は、加害者がもちろん悪いんですが、やっぱりどうしても自分が後悔しちゃうんですよね。朝早くても私も起きていたので、その時止めていけばって。

思ってもどうしようもないんですけど、今も生きていたのかなとか、今生きていたら何歳でどんな風になっていたのかなとか、やっぱりつい考えてしまったり。

いつか息子に会った時に、お母さんも一生懸命以

(い)明(ぎや)のために、頑張ったねって言ってもらえるように、微力ですが、会のお手伝いをしたいと思って、事故が一件でも減るようにと願っています。



まとめに代えて

辛い中での発言に感謝 力を合わせましょう

副代表 内藤 裕次

はじめに、新しい方もいるので、自分の事も一言。1998年、当時住んでいた千葉県柏市で、自転車に乗った妻が、前方不注意の右折トラックに轢かれました。当時の業務上過失致死罪で裁かれ、罰金50万の緩刑でした。

今日のまとめということですが、新しく入会された方もおり、事件から間もない辛い状況の中でお話頂き感謝致します。事件の事をお話出来なかった方もおりますが、私たちは、事件の事など、決して無理はせず、話が出来るときにすれば良いので、今後ともよろしくお願いします。

今日の総会・交流会を振り返ってですが、安全協会の大野推進部長が「交通事故はゼロにしなければならない」と明言されたこと、大変心強く思いました。ゼロ目標については、私たちが前々から強調している事ですが、だんだん常識化してきたのかと、勇気づけられます。「ゼロ」を実現するために、刑法の改正など、課題はたくさんありますが、これからも力を合わせ取り組んでいきたいと思えます。

皆さん今日は貴重な話を頂きありがとうございました。

〈会報19号〉



※写真は、道環境生活部が夏の交通安全運動期間に行った「いのちのパネル展」(7月19・22日、道庁1階展示場)

回想

7.13 小樽飲酒ひき逃げ4人死傷事件

から10年を振り返って

高石 洋子

7月13日は、道条例が定めた「飲酒運転根絶の日」です。私は12日に釧路振興局主催の「決起大会」に呼ばれて、飲酒運転根絶を訴えてきました。

2014年の小樽飲酒ひき逃げ事件から10年、時の流れを感じます。私たち遺族に「節目」はないが、とつぶやきながら、7月13日を振り返りました。

その前年2013年は、念願の法改正がされ「自動車運転処罰法」に「アルコール等影響発覚免脱罪（懲役12年以下）」が加わった年です。10年にわたる署名活動に終止符を打てたことでほっとしていました。



法律だけでは飲酒運転は無くならない、でも、減っていきたくらうと思っていました。

2014年7月13日 小樽市銭函で4人死傷事件

しかし、施行から間もない7月13日、想像もできないほどの恐ろしい飲酒ひき逃げ事件がおきてしまったのです。4人の女性が一瞬でひき逃げされ、3人が亡くなるという悲劇が報道されました。

そして、8月4日、また驚くニュースが飛び込んできました。札幌地検がこの事件を、スマホ操作の「過失」（最高懲役7年）で起訴したというのです。

そんな馬鹿な！わけが分からない！頭の中が混乱しました。数日後、前田さんから電話が来ました「訴因変更の要請署名をしましょう。準備をします」という力強い言葉です。でも、ご遺族と連絡を取り、了解をもらいたかったので、思案しました。私は取材を受けた記者の方々に、私の名刺をご遺族に渡して下さいとお願いしていましたので、（訴因変更のことで）ご遺族から電話が来るよう祈りました。

すると8月13日、祈りが通じて石崎里枝さんのお母さんから電話が来たのです。

「石崎です。高石さんは、過失を危険運転にすることが出来るのですか？このままでは嫌なんです」震えるような低い声でしたが、叫びに聞こえました。

私は「訴因変更、できます」ときっぱり言って、すぐに主人と石崎さんの住む美唄に行きました。自己紹介をして、訴因変更が各地でされていることを伝え、署名活動が必要なこと、我々遺族仲間に任せてほしいことなどを話しました。初めて会う知らない人の言っていることを信じてもらうために私は必死でした。石崎さんご夫妻は、不安だったでしょう。でも我々を信じてくれました

すぐに前田さんに報告しました。前田さんは、署名用紙の案もできていますと、ご遺族に会えた事を喜んでくれました。

次の日、岩見沢の原野紗耶佳さんのお父さんから「石崎さんから話を聞きましたが、訴因変更は出来るのですか？」という連絡が入り、野幌の我が家に来てくれました。私は、息子を飲酒運転のひき逃げ

で亡くしていること。「逃げ得」がまかり通っていたので、法改正の署名活動を10年やり、9名の法務大臣と会ってきたことなど、いっぱい話しました。

8月20日 地検に要請書を提出、署名活動開始

その後の展開は、あっという間でした。私と前田さんで原野さんのご自宅へ行き、次の日、被害者4名のご両親と打ち合わせを行い、8月20日、被害4家族と前田さん、高石で、「7.13小樽飲酒ひき逃げ事件被害者等連絡会」として札幌地検に要請書を提出し記者会見。

8月21日には札幌三越前で最初の街頭署名活動（街頭署名は10月5日まで計6回）。怒濤の活動でした。この2か月半の事を忘れることはないでしょう。

この間、49日を目前にして、ご両親たちがうちに来て、署名活動が辛いと言って泣いた時もありました。でも、亡き石崎里枝さん、原野紗耶佳さん、瓦裕子さんが、きっとそばで見守ってくれたのですね。次の日には、また沢山の差し入れを持って三越前に来てくれて、署名用紙とボールペンを持ち立っているのです。署名は道外からも送られてきて、最終的には7万7千筆を超え、地検への署名を携えての要請は6度に及びました。

10月24日 札幌地検が危険運転に訴因変更

そして、地検が危険運転への「訴因変更」を請求した10月24日のことも決して忘れません。

皆で札幌地検へ行って、御両親たちが説明を受ける為エレベーターに乗ったのを見送って私と前田さんはロビーで皆を待ちました。長い時間を感じました。エレベーターが1階に降りてお母さんたちが私を見つけて駆け寄り、抱き付けてくれました。「高石さん、有難う！高石さんに会えてよかった！」私も泣きました。ほっとしました。

「娘が生きていてくれたら・・・」ご遺族の叫びです

先日、10年経って初めて、署名活動の記録ノートを開きました。毎日、ものすごく沢山の署名が届いていました。街頭署名などにどれだけ多くの遺族仲間たちが協力してくれたことか。とても書ききれないことが残念です。

10年の節目の取材は、石崎さんが頑張ってくれました（10年前は原野さんでした）。以下は、先日頂いた石崎さんからのメールの言葉です。

「本当に、娘が生きていてくれたら、と思います。残念です。前を向いてもう少し頑張っていきます。これ以上悪いことはないと思っています・・・」



※小樽4人死傷事件の経過は会報46、48号を参照下さい

報告

45年前、夫がひき逃げされ重度後遺障害となった家族の苦しみ 初めての体験講話を高校生は真剣に聞いてくれました

真狩村 気田 光子

5月29日、倶知安警察署から依頼があり、真狩高校の「命の大切さを学ぶ教室」で講話を行いました。

初めて人前でする我が家の事故被害の話がどう伝わるか不安でしたが、生徒の皆さんは、真剣に聴き、受け止めてくれました。以下、原稿です（一部要約）

交通犯罪被害家族の45年

私のつたない話で、どこまで伝えられるか不安ですが、交通事故によって被害者、加害者のいずれになっても、家族は悲惨である事を、これからバイクや車のハンドルを握るであろう皆さんに、少しでも知って頂きたくて、我が家に突然起きた事故の話をして頂きます。



今から45年前、結婚10年目の冬、主人が36歳、娘8歳、私は30歳で妊娠4か月の時でした。主人は職場の新年会に、歩いて出かけて行きました。

大粒の雪が降る真夜中、昭和54（1979）年1月17日午前1時45分、倶知安警察から電話がありました。「気田さんのご主人ではないかと思うが確認して欲しい」と。

警察の方が家まで迎えに来てくれて、娘と2人で真狩国保病院へ向かいました。

この時から、私たち家族の生活は、見る事、聞く事、する事、全てが、これが現実なのか、という生活が始まりました。

病院で対面した時、主人の顔は2倍以上に腫れ上がり、赤黒く変色していて、見た目だけでは誰だか判断がつかない状況でしたが、着ていた服や持ち物でようやく主人だと判りました。

頭部の損傷が酷く、先生には「助かる可能性はほぼゼロに近い。このまま静かに逝かせた方が…」と言われましたが、ほんの少しの助かる可能性を信じて札幌の中村記念病院へ救急搬送してもらいました。

そこでは、手術の最中に二度も心臓が止まるということがありましたが、何とか8時間の手術に耐えてくれました。

命は取り留めましたが、話しかけても、手を握っても、何の反応もしてくれない「植物人間」状態が1年以上も続きました。「植物人間」、初めて聞く言葉でした。



そんな状態の主人と、小学3年の娘と、生後3か月の息子を抱えて、この先の事を考えると不安で夜も眠れなくなり、夜泣きする息子にまでイライラしてしまい、死を考えるようになりました。

幼い娘に「お母さん疲れた。この先やっていく自信がない。子供たちだけを置いていけない。皆で死

のう」と言うと、娘は「どんな事でも我慢するから、協力するから、お父さんを一人で置いてはいかない」と言い、辛いのは私だけではないのだと、改めて娘に教えられました。

泣いても一日、笑っても一日。同じ一日なら、笑って暮らせる日が多くなるよう頑張ろうと話合ってきました。今はやさしい孫とやんちゃな5歳のひ孫がいて、頑張ってきて良かったと思っています。

1年以上の植物人間状態から、薄紙をはぐように意識が戻り始めましたが、特例が付く重度の障害者になってしまいました。



主人が「もう病院には行きたくない。家に帰りたい」と言うので、主人を家で介護する事にしました。

重度の障害のある人を在宅で診るという事に不安を感じましたが、小学6年生になった娘が「私も協力するから」と言ってくれて、食事、入浴の介助、トイレの介助、衣類の着脱、日常生活の殆どが娘と2人がかりでした。

それに高次脳機能障害もありました。これは外見からは分かりにくい障害で、言葉、思考、感情や行動がコントロールできない脳の障害です。

主人はとても穏やかで優しく温厚な人だったので、事故の後遺症で性格が変わってしまい、短気で怒りっぽく、暴力的になってしまいました。幼い息子とおやつを取り合ったり、本気でケンカをしたり。



こんな状況を見かねた病院が「このまま在宅介護を続けたら家族がダメになる」と、リハビリ施設の入所を勧められました。

主人が北広島のリハビリ施設に入った事で、私は村の介護施設で働けるようになり、仕事が休みの日は主人のいる北広島へ行き、慣れない仕事と不規則な勤務時間毎日、幼い息子の面倒は娘に頼む事が殆どでした。

まだ娘の小学生の時、水を飲んでも吐くという状態になり、学校へも行けなくなってしまいました。娘を病院へ連れて行くと、「なぜ、こうなったのか、お母さんが一番よくわかっているでしょう」と先生に怒られました。

娘が「お母さん、あのね」と言っても「お母さん疲れているから後で」、こういう事が多かったように思います。主人の心配と自分の仕事の事で頭がいっぱいになり、娘や息子と過ごす時間が無くなっていた事に気付かされ、とても反省しました。

小学生になった息子は、（主人のことで）いじめにあい心には大きな傷が残りました。

娘は看護師になりたいという夢を持っていました。でも、生活の為に私が時間に不規則な介護施設

で働いていて、幼い息子は娘に世話をしてもらおう事が多く、夢は諦めて、真狩に残ってもらいました。

娘には本当に申し訳ないことをしたと思いますが当時の我が家にはこの選択肢しかありませんでした。

あの日、事故にあわなければ・・・、息子はいじめられることも無かったです。娘は夢の看護師を諦めることは無かったです。主人の夢もなくなることは無かったです。

事故さえなければ・・・、今でも1月17日が来ると胸が苦しくなり鳥肌が立ちます。

ひき逃げ犯の事は一日たりとも忘れたことはありません。私達が死を考えるほどに辛い日々を過ごしているのに、何の制裁も受けず、時効によって守られて暮らしていると考えただけで、胸が張り裂けそうになります。

なぜこうなったのか知りたくて、何度も警察へ行きました。納得できる説明はなく今に到っています。

主人が事故にあった当時、ひき逃げの時効は5年でした。その後、被害者の会の活動から時効は7年に伸びましたが、私たちは納得していません。

時効って何なんですか。加害者を守るためなのですか。被害者の会はこれからも時効廃止を訴え続けます。

主人は2017年6月21日、体調をくずして2日目で亡くなりました。

最後になりましたが、ハンドルを握るとい事は、命を握っているのと同じです。悲しい思いをする人をつくらないように、交通犯罪者にならないように、気をつけてハンドルを握って下さい。



以下は講話を聞いた真狩高校生徒さんの感想です

気田さんの講話を聞いて

- ◆ 気田さんのお話の全貌は、私の考えを大きく超える壮絶なものでした。ハンドルを握るといのは命を握る事であり、決して他人事ではないと気付くことができました。
- ◆ 体験した人の話が聞けて良かったです。運転するようになったら自分も周りの人も大切に安全運転を心がけたいし、事故とか事件が無くなってみんなが幸せな生活が出来るように、気田さんの話を沢山のの人に知ってもらいたい。
- ◆ 話を聞く前はニュースで流れる「死者1名」にも「ふーん」くらいで終わっていましたが、今考えると、この人にも家族がいて、気田さんと同じようになっているかもしれないと考えさせられました。命の重さを私に理解させていただき、ありがとうございました。

※お辛い中、原稿掲載承諾に感謝です。一部要約させて頂きました。なお気田さんの会報手記は57号 (p3) です。

傍聴報告

踏み間違いの加害者に 禁錮2年6月の実刑 「母を返して」「法律上最大の刑罰を」被害者参加で母の無念を代弁

会報67号 (p2) に「孫達との再会を楽しみにしていた母を失って」という標題のダンラップ菜帆子さんの手記がありますが、お母様を殺めた被告人の刑事裁判が札幌地裁で行われ、(会の有志で)傍聴支援しました。以下概要報告です。ご遺族からの手記は次号にお願いしています。

2022年8月1日 青信号の交差点で

札幌市西区の藤田明美さん(当時70歳)は、自転車で青信号の交差点を渡っていて、79歳女性の、ブレーキとアクセルの踏み間違いという重大過失の車に轢かれ、尊い命を奪われました。

加害者はその後もアクセルを踏み続けて、1.5キロを時速136キロもの速度で暴走、6台の車と衝突し、二人に負傷被害を与えています。

ご遺族は、(加害者が)お母様を撥ねたあと1.5キロもの距離を止まらず暴走したのは救護義務違反であると上申しましたが、札幌地検は、踏み間違いによる過失運転致死傷罪での起訴でした。

2024年6月27日 札幌地裁で公判審理

被告の怪我治療などあり、公判審理は2年後の6月27日、札幌地裁にて行われました。

ご遺族であるお二人の娘さんは、被害者参加し、

被告人質問と意見陳述。お母様のご無念を代弁し「ひき逃げに該当」「法律上最大の刑罰を」と正義の訴え。

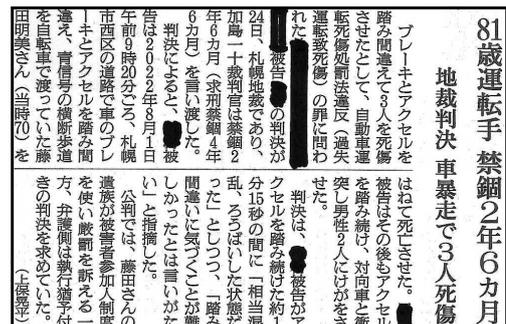
加害者に前科、前歴もありながら、地検の求刑は禁錮4年6月でした。また、被告弁護人は過去の悪しき判例をあげて、執行猶予を主張しておりました。

2024年7月24日 判決公判

札幌地裁805号法廷に「主文、被告人を禁錮2年6月に処す」との判決が静かに響きました。

判決理由で加島裁判官は「非常に長い時間・距離にわたって踏み間違いを続けた危険性の高い事故であり、被告人の過失は重大」と、行為の危険性を具体的に指摘しました。

なお、この判決は8月8日に確定しました。



「朝日新聞」2024年7月25日

報告

「自動車運転による死傷事犯に係る罰則に関する検討会」のヒアリングについて

副代表 内藤 裕次（弁護士）

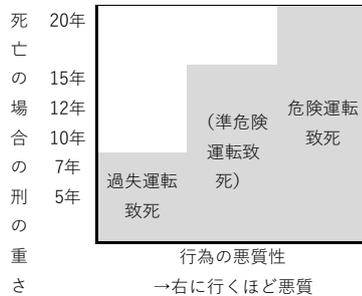
1 はじめに

大分市で一般道を194kmで走行し、人を死亡させた事件⁽ⁱ⁾をきっかけとして、政府は、「自動車運転による死傷事犯に係る罰則に関する検討会⁽ⁱⁱ⁾」を立ち上げ、自動車運転処罰法を見直す動きが出てきました。当会は、この検討会のヒアリング対象団体となり、令和6年3月7日にヒアリングを受けました。

そこで、ヒアリングの場で提案した意見について、以下に概要をご説明します。

2 現行法の状況

現行法は、複雑で単純に説明できませんが、問題点を明らかにするために、右の図のように単純化します。過失運転致死は、



「わき見」、「信号の見落とし」が典型例で、重くても7年の拘禁刑⁽ⁱⁱⁱ⁾です。危険運転致死は、「飲酒の影響」、「高速度運転」、「信号の殊更無視」など8類型あり、最高20年になります。準危険運転致死は、「飲酒の影響」の適用要件を緩和したものなど2類型しかなく、最高15年です。

3 問題点

刑罰は、行為の悪質性と結果の重大性によって、重さが変わってきます。本来、下図のように、行為の悪質性と量刑が比例すれば良いのですが、そうならないのは、20年が最高刑の危険運転致死が適用されなかったら、MAX7年の過失運転致死罪になってしまう。

このことが実際に問題になったとしてよく引き合いに出される事件は、津市で直線の一般道を146kmで走行させた事案がありますが、これには過失運転致死罪しか適用されませんでした。しかし、悪質性からみると、国民の刑罰感情、規範意識に照らしても納得できないと思います。

4 提案1（危険運転致死罪の要件緩和）

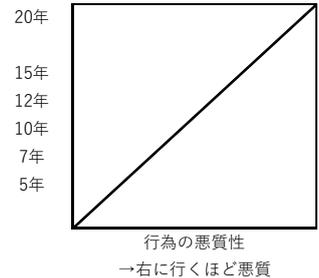
そこで、まずは、危険運転致死罪の要件緩和を提

案しました。

同罪は8類型ありますが、そのうちの高速度運転と信号無視について提案しました。

まず、高速度運転についてですが、これは、「進行を制御することが困難な高速度」で運転することが要件になっているところ、現在の判例の傾向からみて、直線道路を走行している場合は、適用されにくいようなのです。

そこで、一義的に明らかになるよう、例えば「法定速度+0kmを超えて走行させた場合」などと、明確な要件に変更するよう提案しました^(iv)。



次に、信号無視については、「殊更に無視した」ことが要件になっていますが、進行を無視すればそれだけで重大事故を起こすのですから、「殊更に」という要件は不要と言いました。

5 提案2（過失運転致死傷罪の法定刑の引き上げ）

次に、過失運転致死傷罪の法定刑を12年に引き上げるといふ提案をしました。過失運転致死傷罪の行為の悪質性には幅があるので、量刑にも幅を持たせるといふ考えです。

6 提案3（過失による速度違反致死傷）

提案1の高速度運転類型については、高速度で運転していることを認識していること（例えば、「法定速度+0km」の速度を出していることを認識していること）が要件になりますが、「そんなにスピードが出ていると思わなかった」という弁解が予想されま

す^(v)。そこで、高速度運転について認識がなくても、過失により高速度運転をして制御不能になった場合も、過失運転致死罪より重く処罰すべきと提案しました。

7 提案4（新類型の追加）

危険運転致死傷罪として重く処罰すべき類型として、「スマートフォンなどを注視」する類型を付け加えるべきと提案しました。

8 提案5（結合犯の追加）

過失運転致死傷罪を犯した際に、飲酒しているなど、事故を起こす可能性が高い行為をしている場合は、併合罪より重くすべきと提案しました。

飲酒をして事故を起こした場合は、危険運転致死傷罪や準危険運転致死傷罪になり得ますが、それは飲酒の影響がある場合です。事故が飲酒の影響と関係ない場合は、過失運転致死傷罪しか問えませんが、その場合でも、飲酒運転という危険な運転をしている以上、通常（併合罪）より重く処罰すべきと考えました。



9 検討状況

ヒアリング後、3回検討会が開かれており、一部については議事録が公開されていますが、長くなりますので、その概要については、次回ご説明する予定です。

(i)当初、過失運転致死罪で起訴されましたが、その後危険運転致死罪に訴因変更し、令和6年11月5日に初公判予定

(ii) https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji07_00028.htm

(iii)令和7年6月から、懲役刑と禁固刑が拘禁系に一本化されます

(iv)ただし、規定より1kmでも遅ければ適用されないという問題が生じます

(v)未必の故意を問える場合もあるかも知れない

報告

青野弁護士の尽力で、自賠責保険・共済紛争処理機構の不適切な運用が改められました

会報69号（p13）で概要報告しておりましたが、自賠責保険・共済紛争処理機構（以下「機構」）の運用改善問題が一段落しましたので、報告します。

お世話になっている青野渉弁護士から、交通事故で怪我をされた方が公正な損害賠償を求めて手続き～中立公正な第三者機関として設置された「機構」に、工学鑑定書や医師の意見書など新証拠を提出するなど～をしても、これが受け付けられないという不公正な運用がある。被害者団体からも要請して欲しい、との連絡を受けたのが昨年7月でした。

当会会員の事例もあるということで検討し、8月、ハートバンド（犯罪被害者団体ネットワーク）加盟の交通被害4団体連名で、監督庁である国土交通大臣へ右記要望書を提出しました。（右欄）

こうした中、昨年8月、「機構」はホームページ上で、指摘した不公正運用を改め、新資料を審査の対象とする旨を記し、10月、「機構」の専務理事名で「紛争処理申請時に『自賠責未提出資料』が提出された場合には、当機構としてその受付を行うように運用を改善しました」との声明が公表されました。

さらにこの件は、当会要望書の関係各省提出にお世話頂いている道選出荒井ゆたか衆議院議員の尽力もあり、国土交通委員会所属の神津たけし議員（長野選出）の協力が得られることとなりました。

神津議員は、11月10日の衆議院国土交通委員会で、この不公正運用問題の本質を突き、監督庁である国交省としての監督命令の点まで質問されました。

結果として、11月28日の国交省による「機構」への行政指導、そして理事長交代と続き、最終的には、本年4月15日、「機構」のホームページに、「理

事長といたしましては、このような『本件運用』が『規程』15条1項2号」の解釈として無理があり、その結果として被害者の皆様への対応として不十分なものであったと認識しております」との理事長メッセージが正式公表されることとなりました。

平成13（2001）年の第151国会で成立した改正自動車損害賠償保障法の下で設立された「機構」の設立目的「被害者保護」からはずれた運用を、正しく指導改善させた青野弁護士の取り組みに改めて深く感謝申し上げます。

自賠責保険・共済紛争処理機構の公正な業務を求める要望書

国土交通省が監督官庁である一般社団法人自賠責保険・共済紛争処理機構（以下「紛争処理機構」とする）が行っている業務の中で、私たち被害当事者にとって著しく公正さに欠けた業務事例があるので、早急に指導改善を行って下さい。

不公正な業務事例とは、紛争処理機構が証拠資料を基にその判断を行う際に、紛争処理業務規程（以下「規程」とする）第15条1項2号に反し、申請者等から新しい証拠として提出された工学鑑定書や医師の意見書などを受け取らず（あるいは受け取っても正式な証拠として認めず）、結果、私たち交通死傷被害者の尊厳と権利が著しく損なわれるケースが続出していることです。

貴職において直ちに調査検討の上、紛争処理機構が、規程を遵守して被害者等から提出された新たな証拠資料も含めて受け取り、公正な業務を行うよう指導いただきたく要望致します。

令和5年8月25日

紛争処理機構の運用改善を求める被害者団体連絡会

・北海道交通事故被害者の会（代表団体）

・TAV交通死被害者の会

・交通事故被害者家族ネットワーク

・交通事故後遺障害家族の会

「生活道路」の30キロ規制が決まる！ (2026.9～) 居住地域の低速・静穏化で、歩行者・自転車の「死傷ゼロ」へ

警察庁の政令改正案を政府決定

警察庁は5月30日、中央線や複数車線のない一般道路（幅員が狭い「生活道路」）の規制速度を、現行の60km/hから30km/hに引き下げる道交法施行令の改正案を提示。6月のパブリックコメントを経て、7月23日、政府はこれを閣議決定しました。

私たちの長年の要望

実施は2年後の2026年9月ということですが、生活道路の30キロ規制は、私たちが長年要望していた「交通死傷ゼロ」への極めて重要な根底施策です。

私たちは生活道路でのクルマの低速安全走行（交通静穏化）を一貫して強く求めてきました。

15年前の国の第9次交通安全基本計画策定に向けては、右欄のように意見提出を行い（下線部が今回の政令改正につながる内容です）、この度の警察庁へのパブコメには、下欄の賛成意見を提出しました。

今回の警察庁方針は、我が国の交通安全施策を、速度の抜本抑制による交通静穏化へと大きく舵を取るものであり、私たちも強く励まされています。

子どもや高齢者など歩行者や自転車の被害は今も頻発しています。先進の西欧



諸国の取り組みに学び、「交通死傷ゼロ」への確かな一歩にしなければなりません。

第9次交通安全基本計画（2011～2015年）に盛り込むべき事項（2009年11月提出より）歩行者優先、速度規制徹底の生活道路の普及を（理由）歩行者や自転車通行者、とりわけ子どもやお年寄りが安全・快適に通行できる道路環境をつくることは、死傷被害ゼロを実現する上で、最重要な課題です。幹線及び準幹線道路では歩車分離によって歩行者・自転車の安全を確保し、住宅地や商店街など生活道路では、自動車の通行速度を抑制（時速30km以下）し、通過交通を入れないなど自動車通行を規制して、歩行者優先を徹底すべきです。この生活道路では、道路通行の優先権を自動車に与えず、本来の道路がそうであったように、子どもが遊び、住民が交流できるという道にすべきです。ヨーロッパで「ボンエルフ」（生活の庭）と呼ばれ定着し拡がりつつあるものです。

また、この歩行者と住人が優先の生活道路は、車両速度の抑制のためのハンプやクランクなど道路構造整備を前提とせず、「コミュニティ道路」などと特に指定した地区に限ることもなく、幹線や準幹線の道路以外全てのゾーンで直ちに徹底すべきです。

直ちに実施すべきことの一つに、現行の道路交通法と同施行令では、速度標識のない道の自動車の最高速度は（生活道路でも）時速60kmであるという危険な状態の見直し・改善があります。

（警察庁への）パブリックコメント

2024年6月28日提出 北海道交通事故被害者の会

「道路交通法施行令の一部を改正する政令」案（新令第11条関係）は、頻発する歩行者・自転車の被害事例など、現状の交通死傷被害の深刻さから、早急に求められる重要施策であり賛成致します。

以下はその理由と、次なる課題への意見です。

本来道具であるべきクルマが「凶器」の如く使われ、かけがえのない命や健康を奪われた被害者等々でつくる私たち北海道交通事故被害者の会は、「こんな悲しみ苦しみは、私たちが終わりにして欲しい」との共通の願いで必死に活動を続けていますが、被害事例の中には、生活道路の低速（30km/h以下）規制が実施されていれば悲惨な犠牲は無かったという事例も多く含まれます。

私たちは、憲法に保障された生命権を護り、歩行者、自転車、子どもや高齢者などの安全を守りきるために、西欧の「ビジョン・ゼロ」施策に学び、国の施策での抜本的速度抑制などを強く求めてきました。これまで執られてきた「コミュニティ道路」（1996年～）や「ゾーン30」（2011年～）施策の意義は大きくも、いずれも限られた一部道路への対策であり、生活道路全てへの安全施策とはなり得ていません。

一方、西欧各国では、1970年代から取り組みの始まった「ボンエルフ（生活の庭）」政策を基礎に、近年は「ゾーン30」施策を更に進めた、市街地の30km/h以下規制を中心とする居住地全域の低速化（交通静穏化）へ進んでいると承知しています。私たちは、警察庁はじめ関係省庁宛毎年提出している「交通犯罪被害者の尊厳と権利、交通犯罪・事故根絶のための要望書」の中で、規制速度については、今回の改正案にある生活道路の30km/h規制に加え、一般道の上限速度を60km/hから50km/hへ見直すことも強く求めています。

- ※会の要望事項より
- ① 市街地など居住地域の道路の速度規制を全て30km/h以下とする
 - ② 自動車専用道路以外の幹線道路で歩車分離など十分に安全性が見込める道路は上限50km/hとした低速規制とする

歩車分離信号設置の課題が参議院予算委員会 (2024. 3. 25)

で取り上げられ、首相と国家公安委員長が重要答弁

岸田首相：「(歩車分離式信号は) 歩行者等の安全確保に有効な手段と認識」

松村国家公安委員長：「『指針』見直しを含め、整備推進の方策検討を指導する」

歩車分離信号の課題は、当会要望事項に長年あげている課題ですが、国会質問で取り上げて頂いたのは、浜口誠参院議員(愛知県比例区選出)です。

詳細議事録を示しますが、この国会質疑はTV中継されて報じられており、今後の分離信号設置推進に大きな力になるものと確信します。

なお、浜口議員が歩車分離信号の課題を取り上げたのは、長谷智喜会長とともに「歩車分離信号普及全国連絡会」として活動されている黒崎陽子さん(群馬事務局)の奮闘がありました。黒崎さんは、昨年11月の当会主催フォーラムに遠路参加・発言もされました(会報69号p11)が、浜口議員を支持する自動車総連スバル労組の協力を得て、当会フォーラムでの歩車分離信号普及の願いも伝えていただき、議員の全面的協力に到ったとお聞きしております。

長谷さん、黒崎さんに感謝を込めて、以下国会議事録を紹介いたします。(下線は編集者)

国会議事録より

2024年3月25日 参議院予算委員会

○浜口誠(参議院議員)

まず、総理にお伺いしますけれども、日本の交通事故による、これ死者数の国際比較、G7の比較です。日本は歩行中とか自転車に乗っている方の死者数が、これ10万人当たりの死者数ですけれども、アメリカに次いでワースト二位なんですね。(中略)歩行者とか自転車に乗っている方の死者数が多い。なぜこのような状況になっているのか、総理としての御見解をお伺いしたいと思います。

○内閣総理大臣(岸田文雄)

G7の中で人口当たりのこの歩行者、自転車乗車中の死者数が我が国は米国に次いで二番目に多くなっていること、これは委員御指摘のとおりだと思います。

その背景は何なのか、理由は何なのかという御質問がありますが、これはもちろん様々な要素はあるとは思いますが、例えば狭い道路のスペースの中に多くの自動車、自転車、歩行者が混在して存在している、こういった道路環境、これも一因ではないかと考えております。

○浜口誠(参議院議員)

そうした中で、イギリスは一番少ないんですね。イギリスの交差点は、人と車を分けて流す歩車分離信号、ほとんどの交差点、信号に導入しているという特徴があります。

総理にお伺いしたいんですけれども、この人と車を分けて流す歩車分離信号のこの交通安全への効果、どのようにお考えか、御所見をお伺いしたいと思います。

○内閣総理大臣(岸田文雄)

御指摘の歩車分離式信号ですが、歩行者と車両の進路が交わることがないように、歩行者が通行する時間と車両が通行する時間とを分離するというものであり、歩行者等の安全確保には有効な手段であると認識をいたします。

そのため、警察庁においては、平成14年に歩車分離式信号に関する指針を作成し、信号待ちの時間が長くなることによる渋滞のおそれなどを考慮しつつも、自動車の右左折交通量や歩行者の交通量が多い交差点等を中心にその導入を推進しているものと承知をしております。

○浜口誠(参議院議員)

導入は、推進はこれまでもしてきていただいています。資料の6を御覧いただきたいと思います。これ、これまでの歩車分離の整備の状況です。今全国で20万を超える信号機あるんですけども、歩車分離になっているのはたった4.9%です、1万ちょっとですね。さらに、最近ここ数年は、この年間の整備数はどんどん減ってきているんですね、減少傾向です。なぜこういう整備数が減ってきているのかという辺り、現状のこの歩車分離信号の整備状況を政府としてどう考えているのか。私としては、死亡事故があったような交差点にはこの歩車分離は少なくとも優先的に付けていく、あるいは通学路なんかは優先的に歩車分離にしていく、で、子供たちや歩行者、自転車の方の安全を守っていく、このことが大変重要だというふうに思いますが、この点に対して国家公安委員長の御認識をお伺いしたいと思えます。

○国家公安委員長(松村祥史)

総理からも御答弁ございましたが、平成14年に策定をいたしました歩車分離式信号に関する指針におきまして、例えば導入を検討すべき交差点として、公共施設の付近又は通学路といった場所において、生徒児童、幼児、高齢者及び身体障害者といった方々の交通安全を特に確保する必要があります。かつ、導入の要望がある場合など、設置に当たっては交通事故の発生状況や周辺の交通環境を考慮することとしております。一方で、歩行者の安全確保の観点に加え、待ち時間の増加による渋滞への影響と歩行者や自転車の信号無視を誘発するおそれも考慮する必要があると考えております。

そのような現在の指針が作成された平成14年とは、委員御指摘のように、交通事故情勢や道路環境なども変化をしております。歩行者などの安全を確保する観点から、指針の見直しを含め、今後整備を一層推進するための方策について検討するよう警察を指導してまいりたいと考えております。

※参考 当会要望事項より

「交差点での歩行者・自転車等の被害を防ぐために、歩車分離信号への全面切り替えを速やかに進めること。そのために、複数の被害事故が起きなければ改善の対象とはならないかのような記述のある2002年警察庁の当該「指針」を早急に見直すこと。」(6-2項中段)

いのちのパネル展の感想

JR手稲駅 2024年8月9~13日

■ 「あたり前」が、突然誰かの手によって奪われるのだなと感じた。悲惨さが文章から読み取れて、心苦しかった。20歳で免許を取得したばかりなので、より一層、気を引き締めて運転しなければと改めて思いました。



■ 自分と居住地が近い方も事故に巻き込まれていて、初めて被害者の方に寄り添った視点を持つことができました。

■ まだ免許を取れる年齢ではありませんが、誰でも被害者、加害者になり得るのが交通事故である事を改めて感じました。私も、交通事故ではありませんが身内を亡くしています。大切な人を失うのは苦しいことです。こういった思いをする人が一人でも減るよう、普段から気を付けたいと思いました。パネル展を企画して頂きありがとうございました。

・・・以上↑はJR手稲駅、以下↓はコーチャンフォー釧路文化ホール（7/12 釧路総合振興局主催）・・・

■ 理不尽に命を奪われたご家族の怒りや悲しみが、文章から、行間から伝わってきました。多くの方に交通事故の現実を、パネルを通して知ってもらいたいと思いました。



■ 交通事故の悲惨さを改めて認識させられ、遺された家族の悲しみに胸が締め付けられる思いです。今も毎日のように事故のニュースが報じられています。一日も早く、交通事故のない世の中になることを願います。

編集を終えて

■ 5月の総会は、会設立から25年目でした。かけがえのない「いのち」がこんなに軽く扱われる社会がこれ以上続いてはならない。一刻も早く「被害者の会」が必要の無いあたり前の社会にして欲しい。このように願い、力を合わせ、四半世紀にわたり活動を続けてきました。

■ 私たちの被害根絶を願う痛切な「叫び」を伝えるために長年使っているのが「こんな悲しみ苦しみは私たちが終わりにして欲しい」とのフレーズです。

■ この言葉との出会いは、設立から間もない2004年に開催された「水俣・札幌展」です。水銀公害によって受けた不条理な被害の悲惨さが、看板に大書されたこの言葉に凝縮されておりました。社会の無理解により二重の辛苦を被っている交通犯罪被害者との共通性を痛感したのです。■以来、このフレーズを折りに触れて使い、クルマがあたり前に本来の道具として使われる社会を目指していますが、今も、減ったとはいえ、悲惨な交通死傷被害が続いていることが本当に辛いです。■p4~の交流会発言等に、何年経っても変わらない痛切な願いの一端が記されていますが、近年の被害者も含め、辛くて事件に蓋をせざるを得ない方も多数おられます。

■ こうした中、「生活道路の30キロ規制」方針は、被害ゼロにつながる確かな道筋と感じられ、前を向けます。■ 会報を通して、亡き家族の「声なき声」と、遺された家族および怪我をされた



方の「魂からの訴え」が社会全体（法律・制度や意識）に、更に深く拡がることを願うものです。（前）

会の目録

2024.2.1. ~ 2024.8.15.



《 会合など 》

- ・会報69号発行：2/5
- ・定期総会・交流会：5/11
- ・世話人会：2/7、3/6、4/17、6/5、7/3

《 訴えの活動 》

- ◆2/6 月形刑務所、2/15 岩見沢市立北村中
- 4/12 郵便逓送KK旭川営業所、5/13 名寄高校、5/21 砂川中学、5/28 月形刑務所、6/13 旭川西高
- 6/20 札幌市立日章中、6/28 札幌市立北白石中、7/1 札幌市立伏見中、7/17 南富良野高校、（前田）
- ◆5/17 札幌南陵高校、6/26 札幌市立栄町中、7/2 札幌市立中島中、7/10 喜茂別中、7/11 知内中、7/12 教育大函館校附属中、7/12 函館警察署
- 7/29 釧路被害者支援連協（真島勝）
- ◆2/19 自衛隊滝川駐屯地、3/14 札幌刑務所
- 4/19、4/26 郵便逓送KK旭川営業所、5/14 石狩翔陽高校、6/28 札幌中、7/12 飲酒運転根絶釧路決起大会 7/24 北広島市立大曲中（高石）
- ◆5/29 真狩高校（気田）
- ◆7/24 札幌国際大学（小野）
- 免許停止処分者講習：4/11、8/9（真島勝）
- 2/2、3/8、5/9、6/2、7/12（前田）

《いのちのパネル展》

- 6/7~13 JR手稲駅
- 8/9~13 JR手稲駅

《是非ご参加下さい》

世界道路交通被害者の日 北海道フォーラム
「交通死傷ゼロへの提言 2024」

テーマ「生活道路 30キロ規制の意義」

- ・11月16日(土) 13:30~16:30
- ・「かでる2・7」(北2西7) 710研修室
- ①ゼロへの願い：被害者の声 ② ゼロへの提言
- ③ ゼロへの誓い、の3部構成です